

一泊二日からの旅館業特例事業の解禁

港区議会議員 玉木 真
特区ビジネスコンサルティング

提案の内容

現行の国家戦略特区制度では、マンション等の施設の宿泊用利用について、「7日から10日までの範囲内」で条例に定める期間以上の滞在に限って、旅館業特例事業として認められている。

特区内の特定の地域（特区内特区）では、これをさらに緩和し、一泊二日からの利用を認めることを提案する。

その際、ゴミ出しや騒音などを巡って周辺住民とのトラブルが生じないように、条例でルールを定めることにより一泊二日からの利用を認める。

実施予定地域

東京都港区

実現による経済社会的効果

2020年東京オリンピックを控え、このままでは、外国人観光客・ビジネス客の多様な宿泊ニーズに十分に答えられる環境が整っていない。

国家戦略特区法で旅館業特例事業が認められたが、比較的長期の滞在に限定されている。実際のニーズは、同じ場所に長期滞在するだけでなく、複数地点を移動しながら滞在することも想定される。一泊二日以上で旅館業特例事業を解禁する可能性につき、早急に特区内特区で実験を行なう必要がある。

一方、現実には、法的にはグレーな状態のまま、通常マンション施設等を一泊二日以上で利用させる事業を国内展開する動きも急速に広がっている。適切なルールを定めないまま、こうした事業展開が進めば、周辺住民とのトラブルなどの問題が生じ、旅館業特例事業が健全に発展する可能性を阻む可能性もある。

実態に即した制度整備が早急に求められる。

規制特例の必要性

国家戦略特区法施行令第3条で「7日から10日までの範囲内」と規定されているが、特区内特区では、この制限を撤廃し、一泊二日以上で自由に定められるようにする必要がある。